

令和3年12月11日
事務連絡

居住者の皆様へ

神戸海岸通ハーバーフラッツウエスト管理組合

敷地内共用部における雑草等の除去について

植栽プロジェクトチームの発足に伴い、標記の件について、理事会での協議のもと、下記の通り策定しましたので、周知させていただきます。

記

神戸海岸通ハーバーフラッツウエスト敷地内共用部(居住者が占有使用している場所、ハーバーガーデン、ゴミドラム上階の庭園、及び集会室上階の庭園を除く)について、景観の美化を目的として、自発的に居住者及び管理人により雑草・落ち葉・ゴミの除去及び処分を行っていただいて構いません。

ただし、植栽の剪定・伐採、種子・苗木の植え付けはご遠慮ください。

この事務連絡は次回の通常団地総会開催日、もしくは当該事務連絡改訂の発出日まで有効です。

以上

